高齢社会をよくする下関女性の会（ホーモイ）会則

第一章 総則

第１条　この会は、高齢社会をよくする下関女性の会（ホーモイ）という。

第２条　この会は事務局を下関市に置く。

第二章 目的

第３条　この会は、少子高齢社会の現実をしっかり見つめ、すべての人たちが自立し共に支えあい、安心して生きられる市民社会の創造を目指す。

第三章 活動・事業

第４条　この会は、前条の目的を達成するために、次の活動及び事業を行う。

（１）　この会の目的に沿った講座、講演会、シンポジウム等を開催し、学習と問題提起の場とする。

（２）　少子高齢社会にかかわる問題の調査研究、情報・資料の収集と作成、及び会報の発行。

（３）　同様の目的を持つ各地域の団体・グループと提携交流して会の趣旨の普及につとめる。

（４）　その他、前条の目的を達成するために必要な活動、および事業。

第四章 会員

第５条　この会の会員は、次のとおりとする。

（１）　正会員　　この会の目的に賛同する個人

（２）　賛助会員　この会の目的に賛同し会の活動の資金的援助をする個人または団体

第６条　この会に入会を希望する人は、入会申込書に必要事項を記載し、会費をそえて事務局に申込手続きをする。

第７条　会員は会費を納める。

会費　（１）正会員　　月　　５００円

（２）賛助会員　年間一口　　1,０００円（一口以上）

第８条　　会員はその旨事務局に届出て退会できる。ただし会費を１年以上納入しない時は退会したものとみなす。

第五章 役員及び監事

第９条　　この会に次の役員及び監事を置く。

（１）　代表　　１名
（２）　顧問　　若干名
（３）　事務局　　１名
（４）　会計　　１名
（５）　運営委員　　１名以上１０名以内
（６）　監事　　１名以上２名以内

第１０条　役員の選任は次のとおりとする。

（１）　代表１名は運営委員会において選出し総会の承認を受ける。
（２）　顧問は運営委員会において推薦し総会の承認を受ける。
（３）　事務局及び運営委員は代表が推薦し総会の承認を受ける。
（４）　会計は代表が委嘱する。
（５）　監事は運営委員会において選任する。
（６）　監事と運営委員は相互に兼ねることはできない。

第１１条　役員及び監事は次の職務を行う。

（１）　代表はこの会を代表し、会務を総括する。
（２）　顧問は指導的な立場で、必要に応じて諸活動に参加する。
（３）　事務局は会の事務を総理し、会務の円滑な推進をはかる。
（４）　運営委員は会の日常的運営にあたる。
（５）　監事は会計監査を行う。

第１２条　役員及び監事の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。

第六章 会議

第１３条　会議は総会及び運営委員会・定例会とし、定期総会は年１回とする。ただし臨時総会を開くことができる。

第１４条　総会は、次の事項を決議する。

（１）　活動及び事業の計画
（２）　事業報告の承認

（３）　予算及び決算
（４）　その他、決議を要する重要事項

第１５条　総会の議長はその総会において出席正会員の中から選任する。運営委員会及び定例会の議長は代表がこれにあたる。

第１６条　会議はこれを構成する正会員の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。ただし委任状を認める。

第七章 資産及び会計

第１７条　この会の資産は次の各号をもって構成する。
（１）　会費
（２）　寄付金
（３）　事業に伴う収入
（４）　その他の収入

第１８条　この会の会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第八章 雑則

第１９条　この会則の施行について必要な事項は運営委員会で検討し別にこれを定める。

第２０条　会則を改正するには、正会員の半数以上の出席する総会において３分の２以上の議決によらなければならない。ただし委任状を認める。

付則
（１）　この会の設立当初の役員は、第１０条・第１２条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
（２）　この会の設立初年度の事業計画、および収支予算は設立総会の定めるところによる。
（３）　この会則は、２００３年5月１７日より施行する。

会則改正　2005 年 5 月 14 日
会則改正　2011 年 5 月 14 日
会則改正　2016 年 5 月 28 日